

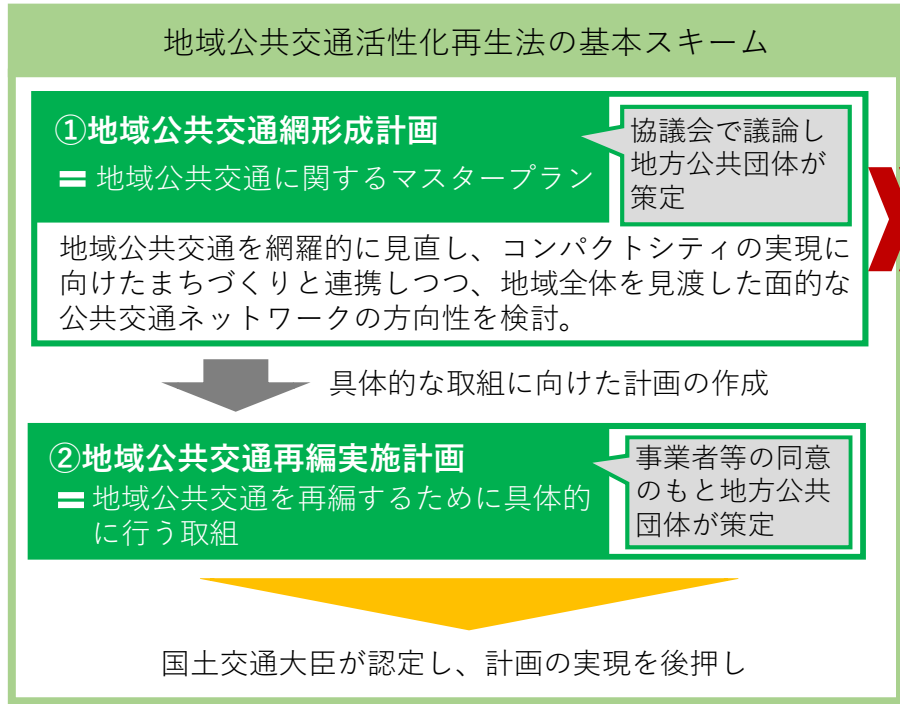
協議会規約の改正について

1 令和2年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、
計画名称を「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に変更

【経緯】

(1) 平成26年11月：地域公共交通活性化再生法の改正

交通政策基本法に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークの再構築を推進するため、以下のスキームを創設



<岡山市の取り組み>

●平成30年5月
本協議会を設置



第1～6回協議会開催

●令和2年6月
「岡山市公共交通網形成計画」
を策定



第7～8回協議会開催

●令和3年2月
コロナ禍の影響を大きく受
けた事業者からの申し入れ
により協議中断（第8回協
議会で決定）



●令和5年1月
バス協会及びバス事業者
より協議再開の申し入れ

●令和5年6月5日（本日）
第9回協議会開催

(2) 令和2年11月：地域公共交通活性化再生法の改正

名称
変更

①地域公共交通網形成計画 ➡ 地域公共交通計画

従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源も計画に位置付け

②地域公共交通再編実施計画 ➡ 地域公共交通利便増進実施計画

路線再編のほか、運賃・ダイヤの改善の取組等を通じた、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る取組

(3) 令和5年4月：地域公共交通活性化再生法の改正案（国会成立）

自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」の創設など

2 協議会委員の変更

次頁の規約（改正案）のとおり変更する。

岡山市公共交通網形成協議会規約（改正案）

（目 的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）**の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、岡山市公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) **地域公共交通計画網形成計画**の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) **地域公共交通計画網形成計画**及び**地域公共交通計画網形成計画**に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) **地域公共交通計画網形成計画**の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組 織）

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

（会長）

第4条 会長は、次条の規定に基づき選出された委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

- 2 会長は、委員の他に必要があると認める者について、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（監査）

第6条 協議会に監事を2人置き、委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

- 2 監事は、会計年度終了後に監査を行い、会長に報告しなければならない。

(会 議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議決方法は全会一致を原則とする。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。
 - 4 会議は、原則として公開とする。
 - 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第10条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課に置く。
 - 3 事務局は、協議会の事務及び出納その他会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

(財政)

- 第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 2 協議会の予算は、補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
 - 3 会長は、毎会計年度、協議会の予算を調製し、事業開始前に協議会の承認を得るものとする。
 - 4 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

(契約の方法等)

第13条 協議会の業務に係る発注等事務に関しては、原則として岡山市の例による。
ただし、これによりがたいときは、会長が別に定める。

(協議会の公印)

第14条 協議会の公印は、会長印とし、別表のとおりとする。

附 則

この規約は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月22日から改正する。

附 則

- 1 この規約は、令和5年6月5日から改正する。
- 2 この規約の改正の日前に策定された改正前の岡山市公共交通網形成協議会規約（以下「旧規約」という。）第2条の地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）は、改正後の岡山市公共交通網形成協議会規約（以下「新規約」という。）第2条の地域公共交通計画とみなす。
- 3 この規約の改正の際現に行われている旧規約第2条の規定による網形成計画及び網形成計画に位置付けられた事業並びに網形成計画の達成状況の評価は、それぞれ新規約第2条の地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業並びに地域公共交通計画の達成状況の評価とみなす。

別表（第5条関係）

《委員》

区分	団体または機関等	氏名	備考	
学識経験者	環太平洋大学 副学長	阿部 宏史	会長	
	呉工業高等専門学校環境都市工学分野 教授	神田 佑亮		
利用者代表	岡山市連合町内会 副会長	那須 和夫		
	岡山市連合町内会 副会長	竹井 秋人		
	岡山市連合婦人会 会長	塩見 槇子	監事	
	岡山市障害者団体連合会 会長	宮本 敏行		
公共交通事業者	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社 地域交通 課長	渡辺 孝	
	路面電車	岡山電気軌道株式会社 代表取締役社長	小嶋 光信	
	バス	中鉄バス株式会社 代表取締役	藤田 祥江	
		宇野自動車株式会社 取締役社長	宇野 泰正	
		両備ホールディングス株式会社 代表取締役社長	松田 敏之	
		東備バス株式会社 代表取締役	河田 竜吾	
		備北バス株式会社 代表取締役	政森 毅	
		岡山電気軌道株式会社 代表取締役社長	小嶋 光信	
		下津井電鉄株式会社 代表取締役	永山 久人	
		中鉄北部バス株式会社 代表取締役	藤田 祥江	
	八晃運輸株式会社 代表取締役	成石 敏昭		
	タクシー	一般社団法人岡山県タクシー協会 会長	永山 久仁彦	
	労働組合	岡山県交通運輸産業労働組合協議会 副議長	大山 貴史	
	経済	岡山商工会議所まちづくり・都市交通委員会 委員長	若林 昭吾	
観光・産業	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 専務理事	河野 広幸	監事	
警察	岡山県警察本部交通部交通規制課 課長	杉田 明生		
道路管理者	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所 所長	岡本 哲典		
	岡山市都市整備局 局長	平澤 重之		
国土交通省	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 支局長	伊藤 雄造		
岡山県	岡山県県民生活部県民生活交通課 課長	森 晃章		
岡山市	岡山市都市整備局 局長	平澤 重之		

《オブザーバー》

区分	団体または機関等	氏名	備考
国土交通省	国土交通省中国運輸局交通政策部交通企画課 課長	河野 孝文	

別表（第13条関係）

名称	書体	寸法	使用区分
岡山市公共交通網形成協議会長の印	れい書	方21ミリメートル	会長名で発する文書